

## 浦添市教育委員会公告第16号

学校施設等小営繕業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年5月30日

浦添市教育委員会  
教育長 嵩元 盛兼



隨意契約の事後公表

1 契約件名	学校施設等小営繕業務委託
2 契約内容	市内各幼稚園、小・中学校施設内の簡易な補修・修繕作業及び軽易な労務作業等について年間契約する。
3 契約の相手方の名称及び住所	公益社団法人 浦添市シルバー人材センター 理事長 翁長 盛正 浦添市仲間一丁目10番7号
4 契約の相手方とした理由	次に掲げる選定基準の条件をすべて満たした見積書提出者が、当該団体のみであること。 (1)地方自治法施行令167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2)本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3)本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4)臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 契約締結日	令和元年5月22日
6 契約金額 (消費税及び地方消費税込み)	1,332,000円